

令和元年度

きじょう住民提案型まちづくり事業募集要項

令和元年6月

木 城 町

1	趣旨	1
2	事業対象団体	1
3	補助の対象となる事業	1
4	対象とならない提案事業	1
5	募集期間	2
6	補助金額	2
7	補助の対象となる経費	2
8	事業の期間	3
9	審査の基準	3
10	補助金の返還	4
11	事業実施にあたってのご注意	5
12	応募の手続き	5
13	事業の実績報告	5
14	申込からの流れ	6
	Q&A	6

きじょう住民提案型事業補助金募集要項

1 趣旨

木城町では、住民や団体による地域活動への熱意や発想の柔軟性を生かした提案事業を募集し、採択された事業の実施を支援することとしています。

この事業は、住民主体のまちづくりを推進することを目的とし、住民や団体が提案する公共・公益性の高いまちづくり事業に対し補助金を交付するものです。

2 事業対象団体

提案ができる住民団体は、次の要件を満たしておく必要があります。

- (1) 町内において活動を行い、構成する会員が5名以上であること。
- (2) 組織の運営に関する規約等があること。
- (3) 適正な会計処理が行われること。
- (4) 政治、宗教又は営利を目的とした団体でないこと。
- (5) 団体の構成員が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団関係者（法同条同項第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

※提案できる事業数は、1団体につき、1事業のみです。

3 補助の対象となる事業

補助の対象となる事業は、次の通りです。

- (1) 公益的な事業であって、事業を実施することにより地域課題や行政課題の解決が図られ、施策として展開できるもの。
- (2) 町民の満足度が高まり、具体的な効果や成果が期待できるもの。
- (3) 行政と町民が協働で実施することにより町の自治力の向上が期待できるもの。
- (4) 町内で活動する団体がイベント等を通して、魅力ある地域づくりの推進に取り組む事業であること。

4 対象とならない提案事業

次に掲げる事業は、提案事業の対象となりません。

- (1) 営利又は政治、宗教若しくは選挙活動を目的とするもの。
- (2) 特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの。
- (3) 施設等の建設又は整備のみを目的とするもの。
- (4) 学術的な研究を目的とするもの。
- (5) 親睦を主な目的とするもの。
- (6) 既存の補助制度で対応できるもの。
- (7) 公序良俗に反するもの。

5 募集期間

令和元年6月24日（月）～令和元年7月31日（水）まで

6 補助金額

1事業あたり単年度50万円まで

※補助金額に千円未満の端数がある場合はその端数を切り捨て、予算の範囲内で交付します。

7 補助の対象となる経費

交付の対象となる経費は、提案した事業の実施に直接必要となる経費(税込みの金額)となります。

費目	説明
人件費	○対象となるもの ・事業のために雇用した者の人件費で補助対象経費総額の20%以内 ○対象とならないもの ・団体の構成員に対する人件費 ・他の事業と共通する管理・運営にかかる人件費
報償費	○対象となるもの ・外部講師、専門家への謝礼、調査、研究等に係るもの（団体の構成員に対するものは除く。） ○対象とならないもの ・図書券、商品券などの金券、研修先等へのお土産
旅費	○対象となるもの ・調査、研究、研修に係る車借上料、電車賃、航空賃、有料道路通行料、研修施設入場料 ○対象とならないもの ・団体構成員所有の車借上料、燃料代、宿泊費
食料費	○対象となるもの ・会議、研修会に係るお茶代等 ○対象とならないもの ・親睦、懇親を目的としたもの
需用費	○対象となるもの ・文具類、衣装等の消耗品費、チラシ・パンフレット・報告書の印刷製本費 ○対象とならないもの ・団体の構成員の車両燃料代、事務所の光熱水費、修繕費 ・スタッフの揃いのTシャツ等の事業実施に不可欠でないもの

役務費	<p>○対象となるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送料、物品の送料、手数料、通信料、保険料 <p>○対象とならないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体構成員への連絡の郵送料、通信費 ・ 火災、地震等の家屋にかかる保険料
使用料・賃借料・委託料	<p>○対象となるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会場使用料、器具類の賃借料、音響設備、テント設営委託料等 <p>○対象とならないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体構成員の所有するものに対する使用料・賃借料
備品購入費	<p>○対象となるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業のために必要不可欠なもので長期に使用する物品・パソコンソフト等の購入費に限る。 <p>○対象とならないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パソコン、タブレット端末等、カメラ、コピー機等他の事業においても使用可能な汎用性の高い物品
その他	その他町長が認める経費

8 事業の期間

原則として、事業採択から令和2年3月31日までの間に実施できるものとします。ただし、3年間の継続実施を認めるものとします。

9 審査の基準

「木城町まちづくり委員会」において、次の項目について審査されます。

(1) 事業の確実性

- ・ 提案事業の内容及び実施方法は、具体的に考えられ実現性があること。
- ・ 事業実施にあたり、人的体制、知識、技術があると認められること。
- ・ 収支計画及び予算は適切であり、費用の積算・見積などは妥当であること。

(2) 事業の公益性

- ・ 事業の効果が特定でなく、広く町民に及ぶと認められること。
- ・ 仲間内の活動であったり、利潤追求でないこと。

(3) 経費の妥当性

- ・ 本事業の対象事業に該当し、目的が町の政策(総合計画等)や町民のニーズを的確にとらえようとしていること。
- ・ 事業を行うことにより、達成しようとする目標や成果は明確になっていること。

(4) 事業の創造性

- ・ 対象活動の目的の設定、実施方法に新たな着想や創意工夫があり、社会的に有用な取り組みとして効果が期待できること。

(5) 事業への熱意

- ・事業の提案書や説明において、事業のポイントや団体の熱意が感じられること。
- (6) 事業の発展性
- ・事業の発展性、継続性、将来性があること。

1 0 補助金の返還

町は、交付決定後においても、次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消して、既に交付した補助金がある場合は、その返還を求める場合があります。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 他の用途に使用したとき。
- (3) 提案事業を実施しなかったとき。
- (4) その他、町の「補助金等の交付に関する規則」に違反するとき。

1 1 事業実施にあたってのご注意

- (1) 事業採択団体には、事業の実施後、事業実績報告書を提出いただくとともに、実績報告会等で成果及び今後の活動の方向性等を説明していただきます。また、実施事業の評価を見るため、参加者若しくは参集者（お客）等へのアンケートを必ず実施し、報告会等にて報告していただきます。
- (2) 交付の対象となった提案事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び領収書等については、事業終了後5年間保存してください。
- (3) 概算払いを受けている場合、実績により不用額があるときは、町に返納していただきます。
- (4) 提案事業に着手した後、町から状況報告を求められた場合は、ご協力ください。
- (5) 提案事業については、町の広報紙やホームページに掲載されることをご了承ください。

1 2 応募の手続き

提案事業の応募の手続きにおいて、提出いただく書類は、以下の通りです。なお、提出書類の返却はできませんので、ご了承ください。

【提出書類】

- (1) きじょう住民提案型まちづくり事業提案書(様式第1号)
- (2) 計画書（事業が複数年度になる場合は年度別計画書）
- (3) 収支予算書（事業が複数年度になる場合は年度別計画書）
- (4) 団体の定款、規約又は規則等の写し
- (5) 団体構成員名簿

【提出先】 〒884-0101 木城町大字高城1227番地1

木城町役場 まちづくり推進課

TEL 0983-32-4727 FAX 0983-32-3440

電子メール machi@town.kijo.lg.jp

1 3 事業の実績報告

補助事業終了後速やかに（令和2年4月20日まで）、下記の実績報告書等を提出してください。

【提出書類】

- (1) きじょう住民型まちづくり事業実績書(様式第5号)
- (2) 事業実績報告書
- (3) 収支決算書
- (4) 要した経費の領収書
- (5) その他町長が必要と認めるもの

1 4 申込からの流れ

きじょう住民提案型まちづくり事業の申し込みからの流れは、おおよそ以下の通りとなります。

6～7月 ○事業申請

8月 ○書類審査

○まちづくり委員会での提案事業審査会

- ・提案団体からのプレゼンテーション及び事業の審査

○選考結果の通知

- ・選考結果が町長に答申され、事業対象団体として採択・不採択について通知されます。

○補助金交付申請

- ・所定の様式により、補助金の交付申請書を提出していただきます。

○補助金交付決定通知書の通知

○事業開始

- ※随時事業の進捗状況を確認する場合があります。

3月 ○事業完了

- ・3月末までに事業を完了していただきます。

○事業実績報告書の提出（令和2年4月20日まで）

- ・所定の様式による実績報告書を提出していただきます。

4月 ○事業報告会

- ・実施報告会等で報告していただきます。

Q&A

●提案する団体、グループについて

Q 団体の中に木城町内に居住していない人が含まれていてもいいですか？

A 木城町内に居住している人が3人以上含まれていれば可能です。

Q 現在、何も活動していないのですが、今回、事業提案また実施するために新たに結成したグループでも良いのですか？

A 本事業の趣旨をよく理解していただき、木城町民の利益や福祉の向上のために、力を発揮しようとするグループであれば、新たに結成したグループでも可能です。

Q 1つの団体から2つ以上の事業を申請できますか？

A 多くの団体にこの制度を利用していただくため、1団体が申請できるのは、1事業のみです。

Q 踊りのチームですが提案できますか？ イベント等への参加に当たって幅広く参加者を募る予定であり、また、踊りへの参加を通じてまちへの愛着が生まれ、ひいてはまちの活性化につながると考えているのですが。

A 踊りやスポーツチーム、サークルなど個々のチームでの提案は、「特定の団体のみが利益を受ける事業」とみなされる場合があります。ただし、事業内容によりますのでご相談ください。

Q 団体の構成員が複数の団体に所属している場合で、その複数の所属団体が同時に応募することはできますか？

A 構成員の重複している団体の申請者（その団体の申請者）が複数の団体で同一の場合、又は構成員の重複している団体の申込事業内容が同一の場合は認められません。ただし、構成員が複数の団体に所属していても申請者が重複せず、かつ活動内容が全く異なる場合は、この限りではありません。

●提案内容について

Q モデル地区的に限定した地域を対象とした事業でも良いのですか、全町域を対象とした事業でないとダメでしょうか？

A 将来的に他地区にも広がる可能性の高い、手本となり得る先進的な事業であれば、モデル地区を限定した事業でも可能です。

Q 町内でイベント的な事業を考えていますが、イベントへの参加者は町内の人に限った計画を立てるべきですか？

A イベントの参加者を木城町内の人に限定する必要はありませんが、あくまで主たる参加者は木城町内の人としていただくことが望ましいです。

Q 実施に当たって警察等の許可が必要となる事柄があります。町の名義で許可を得ることはできますか？

A 自主・自発的な活動を支援するものでありますから、基本的にはグループ名で許可を得て頂くこととなります。

Q 審査会で一度採択された事業は、次年度以降も継続できるのでしょうか？

A 初年度に複数年度事業と申請され、採択された場合は、再度採択の必要はありません。ただし、毎年度、事業計画書等提出していただき、補助金交付申請が必要です。

複数年事業として採択を受けておらず、翌年度以降も継続して事業を行う場合は、次年度に応募していただくこととなります。ただし、そのまま採択（継続して）されるとは限りません。また、同一の内容で補助を受けることができるのは3回までです。

Q この補助金以外の補助金や寄付を受けてはいけないのでしょうか？

A 木城町の財源による他の補助金等を受けている場合は、その制度において特別な定めのない限り補助の対象とはなりません。ただし、企業や民間からの支援金や寄付金を受けることは問題ありません。

Q 町外で特産物PRを兼ねた事業の実施を考えています。採択される可能性はあるのでしょうか？

A 原則として、町内で実施する事業が対象となっていますが、審査の結果、町外での取組みが、町内における成果を得るのに不可欠と認められる場合であれば、その費用について補助の対象となる可能性はあります。

Q 事業実施のうえで食糧費は対象の経費とならないようですが、対象として良い食糧費のようなものはありますか？

A 例えば、以下のようなものは対象経費となります。

(1) 地元料理をPRする事業で用いる食材代

(2) 子育て支援の交流イベントで、児童を対象とした事業を円滑に進める上で必要となるお菓子代

Q 自己資金もほとんどなく、交付額も最高50万円だとしたら、考えているような事業ができません。このような場合は、事業規模を縮小するしかないのでしょうか？

A 例えば、趣旨に賛同する方々から協賛金を集めたり、また、事業を実施することにより利益を受ける人から参加費等を求めて事業費を増加させる方法があると考えられます。

Q 備品の購入を考えています。交付金の対象とした場合は、事業完了後には町に返すのでしょうか？自己資金での購入と考えた方が良いでしょうか？

A 本事業を通じて、地域のために自立した活動が増えていくことを期待しています。よって、今後も公益的な事業にその備品を使っていただければと考えていますので、町に返還していただくことは考えていません。

Q ボランティアを募って実施する事業を企画しています。その際、タオルでも作り、参加記念品として配りたいのですが、対象経費としてよろしいですか？

A 啓発イベント等でいわゆる「客寄せ」のために必要となる記念品や粗品等についてはその額や数の程度により対象経費となりますが、サービスの提供者側に配る記念品については原則対象外となっています。

Q 土地の取得は対象経費とならないと思いますが、事業期間中の借地もダメですか？

A イベント開催のための数日間の借地は対象となりますが、長期になるものは提案内容等を見せていただいたうえで個別判断となります。

Q 集客イベントを考えていますが、揃いのスタッフTシャツ等の費用は対象となりますか？

A 揃いのスタッフTシャツなど、無くても事業が実施できる選択的な経費については対象となりません。

Q 団体の構成員が所有するパソコンを事業に使うため、一定期間借りたいと思います。この場合、団体構成員に支払うパソコンのレンタル料は対象となりますか？

A 団体の構成員に対する支払いは、対象経費となりません。

Q 事業提案が採択された場合、提案書に記載した交付要求額は、そのまま交付されますか？

A 事業の採択後に改めて交付申請をいただきます。その申請に基づき町で収支計画の内容を精査した結果、提案書に記載いただいた交付要求額を減額し交付決定する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

Q 前年度に不採択となった事業を次年度に再度申請することはできますか？

A 可能ですが、内容が同じであれば不採択となると思われますので、不採択の理由を考慮して、内容や計画を見直してください。

●その他

Q 参加者から利用料を徴収した事業を考えています。事業計画では参加予想人数で計上しますが、予想を下回った場合に補助金の増額はありえますか？

A 残念ながら増額はできませんので、あらかじめご了承ください。

Q 利用者収入が思ったより多く、収支差引が黒字となった場合、その余剰金を翌年度以降の事業資金に回すことは可能ですか？

A この補助金は、自主・自発的に活動する町民団体が行う事業の実施経費の不足分について町が補助しようというものですので、黒字が出た場合は補助金からその分を差し引くこととなります。差し引いた後でも黒字が出る場合は、翌年度以降の事業資金に回して頂いて結構です。